

1面からの続き

所得税等の確定申告

問合せ▶▶▶西宮税務署へ

インターネットで申告書を作成、 郵送、e-Tax(電子申告)で提出できます

国税庁のホームページ (http://www.nta.go.jp) の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力すれば税額などが自動計算され、所得税申告書や贈与税の申告書などが作成できます。

作成した所得税申告書などは、印刷して郵送などで提出できるほか、マイナンバーカードとICカードリーダーライターを用いてe-Tax(電子申告)で提出することもできます。

同コーナーでは、給与所得者または公的年金所得者向けの申告書作成画面を用意しています。初めての人でも操作しやすい画面になっていますのでぜひご利用ください。



作成コーナーへはこちら

◇西宮税務署◇

〒662-8585 江上町3-35 ☎0798・34・3930

医療費控除が変わりました

問合せ▶▶▶各提出先へ

◆ 明細書の作成・添付で医療費の領収書が提出不要に

平成29年分の申告から、領収書の提出が不要となり、「医療費控除の明細書」の添付が義務化されました。

※「明細書」は医療を受けた人ごとに、病院などの支払先別に集計してください

※「明細書」は国税庁や市のホームページ(くらしの手続き→市税→個人市民税)でダウンロードできるほか、税務署や市民税課(市役所本庁舎2階)で配布しています

※申告会場へお越しの際は、作成した「明細書」を持参ください

※領収書は、税務署や市役所が提示または提出を求めることがあるため、5年間は保管する必要があります

◆ セルフメディケーション税制を創設

健康の保持増進、疾病の予防への“一定の取組”を行う人が、本人または本人と同一生計の親族のために“対象医薬品”を購入した費用につき、1万2000円を超える部分の金額を所得控除額として申告できます(上限8万8000円)。申告には、セルフメディケーション税制の明細書、“一定の取組”を行ったことを明らかにする書類が必要です。

※医療費控除は“通常の医療費控除”と“セルフメディケーション税制”のどちらかを選択適用となります

市県民税に関するお知らせ

問合せ▶▶▶市民税課へ

・ 申告時の持ち物

申告時は、印鑑、源泉徴収票など収入の分かるもの(収入のない人は不要)、マイナンバーカード(お持ちでない場合は、マイナンバーが確認できる通知カード等と運転免許証や旅券等の身元確認ができるもの)をご持参ください。

また、各種控除を受ける人は、生命保険料や国民年金保険料等の控除証明書、医療費控除またはセルフメディケーション税制の明細書等、配偶者の所得が分かるもの、障害者手帳などが必要です。

・ 住宅ローン控除の注意点

所得税の住宅ローン控除が適用されていて(平成19・20年入居以外)、控除可能額のうち所得税から控除しきれない額がある場合、市県民税の住宅ローン控除が適用されます。ただし、所得税の住宅ローン控除が給与所得の年末調整か、市県民税納税通知書が届く前に行った確定申告によって適用されている必要があります。手続きが遅れると市県民税からは控除ができませんのでご注意ください。

・ ふるさと納税の確定申告

寄附先の地方団体で「ふるさと納税ワンストップ特例」の手続きを行わなかった場合、控除の適用を受けるためには、確定申告等を行う必要があります。

◆ 確定申告書の記入箇所 ◆

第一表の「寄附金控除」欄に控除額を、第二表「住民税に関する事項」欄の「寄附金税額控除」の「都道府県、市区町村分」区分にふるさと納税の合計額を記入してください。

確定申告書A(第二表)

見本 ○住民税に関する事項

寄附金 税額控除	都道府県、市区町村分	円	条例 指定分	都道府県	円
	住所地の共同募金会、 日赤支部分			市区町村	

・ 給与所得控除の見直し

控除の上限額が適用される給与収入が、次のとおり引き下げられます。

▶平成30年度(29年分)以後

給与収入1000万円以上…(上限控除額220万円)

▷29年度(28年分)…給与収入1200万円以上(上限控除額230万円)

▷28年度(27年分)…給与収入1500万円以上(上限控除額245万円)

確定申告以外の税のお知らせ

固定資産税 都市計画税

第4期 納期限は2月28日

固定資産税、都市計画税の第4期納期限は2月28日です。市税は必ず納期限までに納付してください。

課税について…資産税課

(0798・35・3269)

納税について…納税課

(0798・35・3238)

問 口座振替について…税務管理課 (0798・35・3234)

軽自動車税

廃車手続き等は3月中旬

軽自動車税は4月1日現在で、原動機付自転車や軽自動車などを所有している人に1年分の税金がかかります。すでに所有していないのに廃車や譲渡の手続きをしていない人は、3月中旬に手続きを済ませてください。手続きの無い場合は、平成30年度も引き続き課税されますのでご注意ください。

問 税務管理課 (0798・35・3209)

市税は納期限内に

市税は、各種行政サービスや施策の安定的な推進に役立てられています。納期限までに納付書に記載されている金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストア等で納めてください。

納期限が過ぎた納付書は延滞金がかかる場合があります。納税課までご連絡ください。

問 納税課 (0798・35・3238)

納期限が過ぎた納付書をそのまま金融機関等で使われた場合は、後日、延滞金の納付書が送付されることがありますので別途お支払いください。

やむを得ない事情で納期限までの納付が困難なときは、そのままにせず、早急に納税課に相談してください。

市税を便利に納付できます

問 税務管理課 (0798・35・3234)

■ 口座振替

口座振替を利用すると、納期ごとに金融機関等に行く必要がないため、納め忘れの心配もなく、安心・便利です。

金融機関の窓口で手続きできるほか、市役所、各支所、アクタ西宮ステーション(土・日曜、祝日を除く午前9時～午後5時半)の窓口で、キャッシュカードと暗証番号を使って口座振替申込ができるサービスも行っています(一部対象外の金融機関、キャッシュカードあり)。このサービスでは、金融機関で申し込む場合よりも早く口座振替登録ができます。

【対象税目】市県民税(普通徴収分)、固定資産税(償却資産含む)・都市計画税、軽自動車税

■ クレジットカード (Yahoo! 公金支払い)

パソコンやスマートフォンなどからインターネットの「Yahoo! 公金支払い」システムを利用してクレジットカードで納付できます。

ただし、1万円を超える場合は納付書1枚ごとに要決済手数料。また、現在、口座振替を利用している人は、3月中旬に廃止の手続きが必要です。

【利用可能なクレジットカード】VISA、Master Card、JCB、AMERICAN EXPRESS、Diners Club

■ スマートフォン・携帯電話 (モバイルレジ)

モバイルレジは、スマートフォンなどのカメラで納付書のバーコードを読み取り、インターネットバンキング等に接続して納付するサービスです。振込手数料は無料。※利用にはモバイルレジアプリのダウンロードが必要